

(資料 7)

労働安全法の概要

[法…労働安全衛生法]

第 1 章 総 則

事 項	規 定 の 内 容	関係条項
目 的	労働基準法と相まって、危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進等総合的・計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること。	法第 1 条
事業者等の責務	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、国の実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならないこと。2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し若しくは輸入する者、原材料を製造し若しくは輸入する者、建造物を建設し若しくは設計する者は、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならないこと。3 建設工事の注文等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等につき安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれがある条件を付さないよう配慮すること	法第 3 条

出所「労働と医学」No.78